

防災情報の充実及び共有について

○京都府の防災情報の充実及び共有に関する取り組み

①水防警報河川の指定 ~円滑な水防活動のために~

- ◇既 指 定：鴨川、高野川、桂川（京北地域）、小畠川
：山科川、天神川
- ◇今 年 度 指 定：弓削川
- ◇今 後 の 予 定：西高瀬川、岩倉川など

②浸水想定区域の調査 ~迅速な住民避難のために~

- ◇既 作 成：直轄河川（桂川、宇治川、木津川）
府管理河川（鴨川・高野川、山科川、小畠川）
- ◇今 年 度 作 成：桂川、弓削川（京北地域）
- ◇今 後 の 予 定：水防警報河川（今後指定を含む）等を対象
※浸水想定区域調査にあわせて危険水位、特別警戒水位を設定

③洪水予報河川・水位情報周知河川の指定 ~迅速な住民避難のために~

<洪水予報河川指定>

- ◇既 指 定：直轄河川（桂川、宇治川、木津川）
府管理河川（鴨川・高野川）

<水位情報周知河川指定>（避難の目安となる水位を設定し周知する河川）

- ◇既 指 定：桂川、小畠川 ※平成17年7月水防法改正に伴うみなし規定の適用
(今後、浸水想定区域の指定が必要)
- ◇今 年 度 指 定：山科川、弓削川
(府防災会議に諮り指定予定)
- ◇今 後 の 予 定：天神川等の指定を検討

④テレメータ水位計の設置等 ~河川監視体制の強化~

- ◇既 設 置：鴨川、高野川、山科川、天神川
桂川、弓削川、細野川（京北地域）
- ◇今 年 度 設 置：西高瀬川、岩倉川、旧安祥寺川テレメータ水位計の新設

⑤量水標の設置 ~水防活動・住民避難に活用~

- ◇既 設 置：鴨川等で11箇所
- ◇今 年 度 設 置：西高瀬川等で5箇所
- ◇今 後 の 予 定：水防警報河川を中心に順次設置

⑥河川防災カメラの設置 ~河川監視体制の強化、住民避難に活用~

- ◇既 設 置：鴨川2箇所（三条大橋付近、鳥羽大橋付近） → (H17年度)
- ◇今 年 度 対 応：京都市など各市町村、NHK等への画像提供
- ◇今 後 の 予 定：水防警報河川を中心に設置を検討

洪水等に関する防災情報体系の見直しについて

国土交通省から、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要領」の送付とともに、本要領に基づき情報体系の見直しについて適切に対応するよう通知がありました。

今回の見直しは、18年6月の「洪水等の防災用語改善検討会」からの提言を受け、これまでの防災情報の用語・表現を総点検し、ともすれば発信者側の用語・表現であったものを抜本的に見直し、受け手側に立ったものに改善するものであります。

つきましては、下記のとおり、国及び府内市町村等とも十分に調整・連携を図りながら必要となる措置を講じていくこととしますので、その概要を報告します。

記

1 国の実施要領に基づく見直し内容等（主なもの）

項目	これまで	見直し後
◇水位情報で用いる用語	「指定水位」「警戒水位」「特別警戒水位」「危険水位」	水防団待機水位 (水防団が出動のために待機する水位) はん濫注意水位 (避難準備情報等の発令判断の目安、水防団出動の目安、住民への注意喚起) 避難判断水位 (避難勧告等の発令判断の目安、住民避難判断の参考) はん濫危険水位 (洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位)
◇発表情報で用いる用語 ※気象庁が発表する「洪水予報(警報)」は対象外	(〇〇川)洪水注意報 (〇〇川)洪水警報 (〇〇川)洪水情報 (〇〇川)洪水情報	〇〇川はん濫注意報 (はん濫注意水位に到達した時) 〇〇川はん濫警戒情報 (避難判断水位に到達した時等) 〇〇川はん濫危険情報 (はん濫危険水位に到達した時) 〇〇川はん濫発生情報 (はん濫が発生した時)
◇その他の用語	「破堤」→「堤防の決壊」、「越水・溢水」→「水があふれる」 「高水敷」→「河川敷」、「右岸・左岸」→「〇〇市側」 「堤内地」→「堤防より居住地側」など	

2 具体的措置（今後の対応）

具 体 的 措 置	実施予定期
◇市町村への周知 ・実施要領等国通知の周知及び国、府の具体的な進め方等を説明	H19. 1
◇用語等の見直し作業 ・水位情報や発表情報等の防災用語の見直し及び発表情報文の改善	H19. 2～3
◇情報の受け手への周知 ・府民、市町村防災担当者及び報道機関等への情報提供	H19. 3
◇府水防計画及び地域防災計画の修正 ・防災用語及び発表情報文の修正	H19. 5

※ 実施時期については、国等と調整しながら進めていく。